

第2章 労使紛争の調整

令和2年において、行政執行法人で中労委に係属した調整案件は無かった。

独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」という。）及び独立行政法人造幣局（以下「造幣」という。）の2年の新賃金については、全印刷局労働組合（以下「全印刷」という。）は2月26日に、全造幣労働組合（以下「全造幣」という。）は2月28日に「基準内賃金を2%以上引き上げ」を求める要求書を提出し、各当局との間で団体交渉が行われた。

印刷・造幣については、26年から元年までの6年間、当局側が具体的な回答を示さず組合側が自主交渉を打ち切った後に、当委員会の調停に係属し、解決を図ってきた。その際には、会長等から労使双方に対して、繰り返し労使紛争の自主的な解決に向けた働きかけを行ってきた。

2年の新賃金は、要求書手交以降、4月の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、新型コロナウイルス感染症防止のため時差通勤やテレワーク等に切り替えるなどの勤務環境の変化があり、交渉体制を維持することが難しくなったことが、少なからず影響している中で、労使間において真摯に交渉を重ねてきている。

その結果、印刷は8月21日に、造幣は8月31日に各当局が「4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わない（現行賃金水準維持）」との回答を行い、全印刷及び全造幣の両組合ともこれを了承し、7年ぶりに自主交渉により解決をみている。